

春日井市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、安全なまちづくりの一層の実現に向けて、犯罪抑止及び地域の防犯力の向上を図るため、予算の範囲内で、防犯カメラの新設及び更新を行う団体に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「防犯カメラ」とは、街頭犯罪、侵入盗等の未然防止を図るために、主に道路、公園、その他不特定多数の者が利用又は通行する場所や駐車場を中心に写すよう固定して設置される映像撮影装置で、映像を記録する機能を有する機器を備えたものとする。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、次のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 春日井市区町内会助成金交付要綱（平成4年4月1日施行）に基づく助成を受けている区、町内会又は自治会（以下、「区等」という。）であること。
- (2) その他、市長が認める団体であること。

(補助対象要件)

第4条 補助金の交付対象となる要件は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 団体が定めた防犯カメラの運用要領を策定していること。
- (2) 防犯カメラの撮影対象区域内の住民等の同意を得ていること。
- (3) 防犯カメラ設置後に機能を遂行するため、自ら維持管理する能力を有すること。
- (4) その他、市長が必要と認める要件を策定していること。

2 同一の区等に対する補助金の交付は、年度内1回限りとする。

(補助対象事業)

第5条 補助事業は、防犯カメラの設置に関する事業で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 前条の補助事業団体が自主的、主体的に設置する事業であること。
- (2) 毎年4月1日以降に着工し、翌年3月31日までに完了する事業であること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラの設置に必要な費用とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 維持又は管理に要する費用
- (2) 地代及び占用料
- (3) 防犯カメラの操作指導料
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助対象経費として不相当と認めるもの

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、補助を受けた年度から起算して連続する3年度において500,000円を上限とする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条第3号の規定により春日井市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置を協議した区等の総会又は役員会の会議録の写し
- (2) 住居の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲に入る住民の同意書の写し
- (3) 防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図及び現況写真
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図又は撮影対象区域を撮影した写真
- (5) 団体が定めた防犯カメラの運用要領
- (6) 防犯カメラ管理責任者を特定するもの
- (7) 防犯カメラの購入、設置に係る見積明細書の写し
- (8) 防犯カメラのカタログ等
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請及び請求は、区等の長が行うものとする。

(申請の期日)

第9条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の11月30日とする。

(交付決定)

第10条 市長は、申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、春日井市防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知しなければならない。

(申請の取下げのできる期限)

第11条 規則第5条第1項の規定により、申請の取下げのできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第12条 補助金は、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者の請求に基づいて交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、第10条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について、返還をさせることがある。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 申請書類に虚偽の事実を記載したとき。

(実績報告)

第14条 規則第9条の規定による実績報告は、防犯カメラの設置が完了したときは、春日井市防犯カメラ設置事業補助金実績報告書(第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの購入、設置等に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図及び写真
- (3) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
- (4) 設置場所を借用等する場合には地権者の同意書や許可書等の写し
- (5) 春日井市防犯カメラ設置事業補助金の請求書

(6) その他市長が必要と認める書類

(遵守事項)

第15条 補助対象となった設備等にあつては、補助金を受けた年度から3年を経ないで補助の目的に反してこれを使用し、譲渡し、売却し、撤去し、又は移設してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(書類の提出部数)

第16条 規則及びこの要綱の規定により、市長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とする。

(区等の義務)

第17条 区等の長は、防犯カメラを適切に維持管理しなければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

団 体 名
役 職 名
氏 名
住 所
電 話 番 号

春日井市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書

春日井市防犯カメラ設置事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金申請額 円
- 2 補助金の対象となる防犯カメラの台数 台
- 3 防犯カメラ設置工事の開始及び完了予定日
年 月 日～ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 防犯カメラの設置を協議した区等の総会又は役員会の会議録の写し
- (2) 住居の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲に入る住民の同意書の写し
- (3) 防犯カメラ及び表示板の設置予定個所の位置図及び現況写真
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図又は撮影対象区域を撮影した写真
- (5) 団体が定めた防犯カメラの運用要領
- (6) 防犯カメラ管理責任者を特定するもの
- (7) 防犯カメラの購入、設置に係る見積明細書の写し
- (8) 防犯カメラのカタログ等
- (9) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第10条関係）

文 書 番 号
年 月 日

団体名

役職

氏名

様

春日井市長

春日井市防犯カメラ設置事業補助金決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防犯カメラ設置事業に対し、次の条件を付して補助金交付決定額のとおり補助金を交付します。

補助金交付決定額

円

補助金の交付条件

- 1 この補助金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費は、春日井市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（第1号様式）記載のとおりとする。
- 2 貴団体が定めた防犯カメラの運用要領を遵守すること。
- 3 工事が完了したときは、速やかに春日井市防犯カメラ設置事業補助金実績報告書（第3号様式）に関係書類を添付し、提出すること。

第3号様式（第14条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

団 体 名
役 職 名
氏 名
住 所
電 話 番 号

春日井市防犯カメラ設置事業補助金実績報告書

年 月 日付け（文書番号）で補助金の交付決定を受けた春日井市防犯カメラ設置事業を完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助事業実績額 円
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 防犯カメラの設置台数 台
- 4 設置工事等完了年月日 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 防犯カメラの購入、設置等に係る請求書及び領収書の写し
 - (2) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図及び写真
 - (3) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
 - (4) 設置場所を借用等する場合には地権者の同意書や許可書等の写し
 - (5) 春日井市防犯カメラ設置事業補助金の請求書
 - (6) その他市長が必要と認める書類